

先端設備等導入計画認定申請案内

1 概要

吹田市では、中小企業の生産性向上に向けた設備投資を後押しすること等を目的として、「中小企業等経営強化法」に基づき「吹田市導入促進基本計画」を作成し、国の同意を得ました。

これにより、国の基本方針及び市の導入促進基本計画に沿って中小企業者が作成する「先端設備等導入計画」が市の認定を受け、一定の要件を満たす場合、固定資産税の特例などの支援措置を受けることができます。

2 認定対象者

中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する中小企業者であって、市税の滞納（不申告を含む）をしておらず、かつ、吹田市内の事業所において新たに設備投資を行う者

※設備取得後の認定申請は受付できませんので、御注意ください。

※税制支援措置を受けられる対象者要件とは異なりますので、御注意ください。（4(1)参照）

【中小企業者の範囲】

業種分類（※1）	資本金の額 又は出資の総額	又は 常時使用する 従業員の数
製造業その他（※2）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業（※3）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※1 上表に加えて、一部の企業組合や事業協同組合等も認定を受けることができます。

※2 「製造業その他」には、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します。

※3 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

3 先端設備等導入計画の認定要件

中小企業者が、計画期間内に労働生産性を一定以上向上させるために先端設備等を導入する計画であり、その内容について認定経営革新等支援機関の事前確認を受けたものであること。

【要件】

計画期間	計画認定から3年間、4年間又は5年間のいずれか
労働生産性	計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性（※1）が <u>年平均3%以上</u> 向上すること。
先端設備等	計画の実行に必要な、生産、販売活動等の用に直接供される次の設備。 ▶機械装置・測定工具及び検査工具・器具備品・建物附属設備・ソフトウェア

※1 労働生産性の算定式

$$(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{会計上の減価償却費}) \div \frac{\text{労働投入量}}{\text{労働者数 又は 労働者数} \times \text{1人あたり年間就業時間}}$$

4 支援措置

(1) 税制支援

ア 概要

特定の要件を満たす中小企業者が、雇用者給与等支給額を一定以上引き上げる賃上げ方針の表明を位置付けた計画に基づき、適用期間内に一定の設備を新規取得した場合、固定資産税の課税標準が軽減されます。

イ 要件

中小企業者 (※1)	次のいずれかに該当する中小企業者 a 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人 b 資本金若しくは出資金を有しない法人のうち、常時雇用する従業員数が1,000以下の法人 c 従業員数1,000人以下の個人										
賃上げ方針 (※2)	従業員（国内雇用者）に対する給与等の総額を、 <u>1.5%以上</u> 又は <u>3%以上</u> 増加させる方針を策定し、従業員に表明したもの										
適用期間	令和7年4月1日（火）から令和9年3月31日（水）まで										
一定の設備	<p>(ア) <u>投資利益率が年平均5%以上</u>（※3）となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた設備</p> <p>(イ) 取得価額が下表を超える設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>最低価額 (単価)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>160万円</td> </tr> <tr> <td>測定工具及び検査工具</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>建物附属設備 ※家屋と一体で効用を果たすものを除く。</td> <td>60万円</td> </tr> </tbody> </table>	設備	最低価額 (単価)	機械装置	160万円	測定工具及び検査工具	30万円	器具備品	30万円	建物附属設備 ※家屋と一体で効用を果たすものを除く。	60万円
設備	最低価額 (単価)										
機械装置	160万円										
測定工具及び検査工具	30万円										
器具備品	30万円										
建物附属設備 ※家屋と一体で効用を果たすものを除く。	60万円										

※1 次の法人は、資本金が1億円以下でも対象になりません。

- ① 同一の大規模法人（資本金若しくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人、資本金又は出資金の額が5億円以上である法人との間に当該法人による完全支配関係がある法人等）から1/2以上の出資を受けている。
- ② 2以上の大規模法人から2/3以上の出資を受けている。

※2 賃上げの比較年度

【A】申請日の属する事業年度の直前の事業年度（n年度）と、

【B】申請日の属する事業年度（令和7年4月1日以降開始の年度に限る。n+1年度）

又は その翌事業年度（n+2年度）を比較します。

[雇用者給与等支給額の算定式]

$$(\text{【B】} - \text{【A】}) \div \text{【A】} = \text{増加率} (\geq 1.5\%)$$

※3 投資利益率（年平均）の算定式

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{（営業利益＋会計上の減価償却費）の増加額} \\ \text{設備取得の翌年度以降3年度の平均額} \end{array} \right\} \div \begin{array}{l} \text{設備投資額} \\ \text{設備取得の年度における} \\ \text{当該設備の取得価額合計} \end{array}$$

ウ 支援措置

賃上げの率に応じた税制優遇措置は、下表のとおりです。

増加率	優遇措置
1. 5%以上	新規取得設備に対して新たに課税される固定資産税の課税標準を <u>1/2に軽減（3年間）</u>
3%以上	新規取得設備に対して新たに課税される固定資産税の課税標準を <u>1/4に軽減（5年間）</u>

(2) 金融支援

ア 概要

認定を受けた先端設備等導入計画の実行に当たって、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等通常枠とは別枠での追加保証が受けられる場合があります。

イ 支援措置

保険種別に応じた別枠の上限額は、下表のとおりです。

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円

ウ 手続等

金融支援の活用を検討している場合は、先端設備等導入計画の提出前に、信用保証協会千里支店（電話番号 06-6835-3005）に御相談ください。

なお、金融機関及び信用保証協会の融資・保証の審査は、吹田市による先端設備等導入計画の認定審査とは別に行われるため、認定を取得しても融資・保証を受けられないことがあります。

5 認定計画革新等支援機関による事前確認

先端設備等導入計画における労働生産性や投資利益率については、商工会議所や士業、地域金融機関等の認定経営革新等支援機関による事前確認を受ける必要があります。市への申請に先立ち、必ずいずれかの支援機関に御相談ください。

6 申請方法

(1) 提出書類

ア 新規申請

	名称	税制優遇	
		有	無
1	先端設備等導入計画に係る認定申請書【様式第22及び別紙】	○	○
2	認定経営革新等支援機関による事前確認書 【先端設備等導入計画に関する確認書】	○	○
3	市税の調査に関する同意書	○	○
4	認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書 【先端設備等に係る投資計画に関する確認書】	○	×
5	従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面	○	×
6	リース契約見積書（写）※1	○	×
7	（公社）リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書（写）※1	○	×

※1 ファイナンスリース取引であり、リース会社が固定資産税を納付する場合のみ。

イ 変更申請

	名称	税制優遇	
		有	無
1	先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書【様式第23及び別紙】	○	○
2	認定経営革新等支援機関による事前確認書 【先端設備等導入計画に関する確認書】	○	○
3	先端設備等導入計画（変更後） 認定を受けた計画を修正する形で作成し、変更点には下線。	○	○
4	市税の調査に関する同意書	○	○
5	旧先端設備等導入計画の一式（写） 市から返送したもの。変更前であることを計画書内に記載。	○	○
6	認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書 【先端設備等に係る投資計画に関する確認書】	○	×
7	リース契約見積書（写）※1	○	×
8	（公社）リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書（写）※1	○	×
9	従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面 ※2	○	×

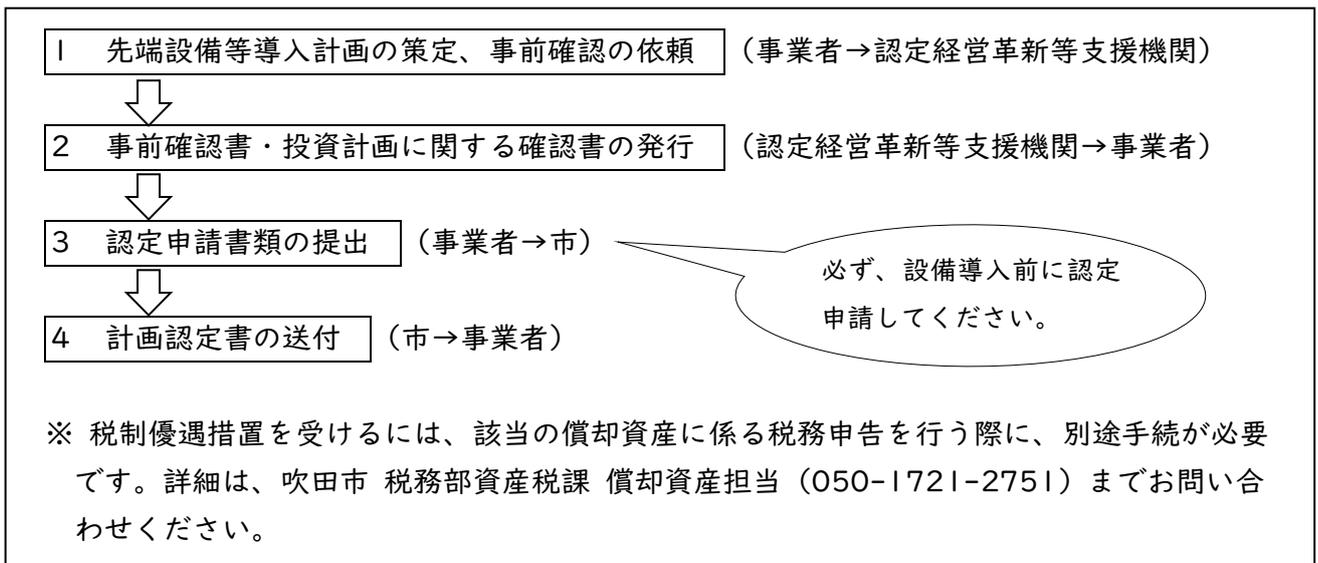
※1 ファイナンスリース取引であり、リース会社が固定資産税を納付する場合のみ。

※2 新規認定時の賃上げ方針から内容を変更する場合などに必要。

(2) 提出方法

(1)の書類を地域経済振興室へ郵送（レターパックライト）で提出してください。
その際、返信用封筒（レターパックライト）を同封してください。

7 手続の流れ



8 申込み・問合せ先

吹田市都市魅力部地域経済振興室 企業振興担当
〒564-8550 吹田市泉町1-3-40
電話番号 06-6170-7217
メールアドレス sanro_s@city.suita.osaka.jp